



答 申 第 5 6 6 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 4 日付け神保健生第 3112 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市食品衛生責任者養成講習会受講者名簿の取扱いについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市食品衛生責任者養成講習会の受講は、神戸市内での食品衛生法の営業許可申請にあたり必須要件であり、受講者名簿を電子計算機処理により管理することは、受講履歴の照会、受講済証の再発行等に正確かつ迅速に対応することを可能とするもので、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

神戸市食品衛生責任者養成講習会受講者名簿の取扱いについて
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

受講年月日

受講者番号

受講者氏名

生年月日

受講者住所

受講者電話番号

勤務施設名

勤務施設所在地

勤務施設電話番号